

罪を犯した方々を支える 制度を理解する

今回の資料印刷は…

『特定非営利活動法人 東雲会』様にご協力頂きました。

- ・『特定非営利活動法人 東雲会』

高松市木太町で、就労継続支援B型事業、児童発達支援・放課後等デイサービスを運営されている。

（「香川県社会就労センター協議会」のWebサイトより）

当事業所について

- 2024年4月1日開設の個人事業所(スタッフは代表者のみ)
- 代表者(本研修講師)は社会福祉士であり、身体障害当事者。
(発達障害グレーゾーン)
- 社会福祉に関する相談に分野を問わず対応する
- 営業日や時間はあえて定めず、当事業所と顧客とで相談の上、互いに納得した上で相談に当たらせて頂く。
- 対象は香川県内在住の方。訪問相談にも対応する。

※当事業所HPアドレス

<https://lovesocialworker.com/>

本日の流れ

時間	内容
14:00～14:20	障害特性等についての講義
14:20～14:40	グループでの話し合い
14:40～14:50	グループでの話し合いの全体共有
14:50～15:15	制度についての講義
15:15～15:30	質疑応答, アンケート記入

統計データ

香川県の再犯者率(令和6年)…47.7%【『第2期香川県再犯防止推進計画』】

(検挙者数…1,680人 うち再犯者数…801人)

・再犯者数801人のうち、高齢(65歳以上)者の割合…29.3% ※人数 235人【同上】

(窃盗犯が80.9%)

・全国の入所受刑者総数における精神障害を有すると診断された者の割合(令和6年)…22%

(入所受刑者総数…14,822人 うち精神障害の診断…3,266人)【『令和7年版 犯罪白書』】

・知的障害者の場合、入所回数が3度までは、一般の受刑者の割合が高いが、4度以上で逆転。

(一般:1度 41.3% 2度 18.0% 3度 11.8% 4度 8.5% 5度以上 20.4%

知的:1度 37.6% 2度 15.9% 3度 9.9% 4度 10.2% 5度以上 26.5%)

【『知的障害を有する犯罪者の実態と処遇』平成26年発刊(法務省総合研究所)】

「心神喪失」と「心神耗弱」 （「しんしんそうしつ」と「しんしんこうじゃく」）

精神障害によって、行為の善悪を判断する力と、その判断に基づいて行動をコントロールする力が…。

失われた状態＝心神喪失…無罪になる【『刑法』39条第1項】

著しく劣っている状態＝心神耗弱…刑が軽減される【// 第2項】

但し、心神喪失（心神耗弱）状態を証明するために精神鑑定（検査）を受ける必要があるし、認められて無罪や減刑になったとしても、裁判所の命令で強制的に治療（入院治療又は通院治療）を受けなければならない可能性がある。【医療観察法】

大切なこと

- ・「障害や病気(精神障害, 知的障害, 発達障害, 認知症等)を有する方」が、必ずしも「心神喪失(心神耗弱)状態」ということではない。
- ・障害や病気を有していても、心神喪失(心神耗弱)状態と認められなければ、無罪や減刑にはならない。
- ・「統計データ」のスライドで見た通り、受刑者の中には精神障害や知的障害を有する方が一定数存在する。
 - ※また、『障害』は、グレーゾーンや境界知能という場合もある。

犯罪に繋がり易い個人要因(障害特性)①

○認知機能(見る, 聞く, 想像する力)の弱さ

相手に睨まれた, 自分の悪口を言われた等と**誤解**してしまう。

「相手(被害者)の気持ちを考えてみなさい。」という指導が困難

○感情をコントロールすることが難しい

「欲しい」と思った物を衝動的に盗んでしまったり、執拗な攻撃(明らかに過剰な看過できない暴行や暴言等)に繋がってしまう場合がある。

○融通が利きにくい

最初に挙げた「誤解」であれば、激しい怒りをぶつける以外に、「相手に確認する」とか、穏やかに伝える。あえてその場から離れる等の、様々な対応方法が考えられるが、それら多様な選択肢が浮かびにくい。

犯罪に繋がり易い個人要因(障害特性)②

○不適切な自己評価(自己肯定感が極端に低い, 或いは高い)

そのために「被害(者)感」を抱きやすく、それが「怒り」となり、不適切行動に繋がってしまう場合がある。

○対人スキルの乏しさ

何か困ったことが起きた際に、「相談する, 助けを求める」ことが難しい。

○身体的不器用さ

力加減が出来ないと、相手に大怪我を負わせてしまう可能性がある。

もっと具体的に その1

・「相手の気持ちを考えて。」「言わなくても察して。」等と、【障害特性】は、「水と油」。これらの言葉は、当事者を攻撃して、追い詰めていることと大差ない。ましてや、彼らなりに必死で「考えて、察した。」結果が、不適切だったからと『叱責』するのは論外。

※「待つ」ことが苦手な方が多いのも、「相手の状況を想像する」ことの困難さから生じているのかも…。感情コントロールの難しさ(イライラ)、自己肯定感の不安定さ(嫌われた或いは無視された？怒らせてしまった？)等も、繋がっているのかも…。

・「先のこと」を想像する力の弱さ

例えば、お金が欲しければ、①働いて貯める(時間がかかる)と、②奪う(直ぐ手に入る)があるけれど、②を選んだら、「その後どうなるの？」(逮捕される→仕事も失うし、家族や友人にも会えなくなる。)までを想像することが難しいために、②の犯罪行為に走ってしまう。

もっと具体的に その2

例えば、犯罪に加担するよう頼まれた際に、「それは良くないこと」ということが理解出来たとしても、「どう言って断ったら良いか」が解らなかったり、自分が「困っている」ことは認識出来ても、「誰かに相談して助けてもらう。」ということが出来ず、結果として犯罪に加担してしまうこともある。

・認知症や重度の知的障害等の場合、「お金を払わずに商品を持ち出してはいけない。」ということが理解出来ずに、盗んでしまうこともある。

（或いは、「レジに並んで、店員に代金を渡す。」というやり方が解らない場合もあるかも。）

障害のある方を、犯罪行為に走らせてしまう 社会の側の課題 その1

- ・障害のある方等の就労の困難さ

仕事ができなければお金も得にくい。万引きや無銭飲食の誘発に繋がる。

- ・家族の支援に頼れない方の存在

障害特性故の対応の難しさや犯罪行為等のため、家族と疎遠になっている場合もある。また、本人が高年齢の場合は家族が他界していたり、家族も要介護状態等で本人の支援を期待出来ない場合がある。

障害のある方を、犯罪行為に走らせてしまう 社会の側の課題 その2

・強烈な「寂しさ」

障害のある方は、健常者中心の、配慮に乏しい生き辛い社会の中で、強烈な疎外感や寂しさを抱えている場合も多い。そんな時、下心（「この人は深く考えることが出来ないから、自分の言いなりに出来る。」等）を持って、「優しく」接してくれる人に出会ってしまうと、その「優しく接してくれる」人との関係を失いたくないがために犯罪行為を行ってしまうこともある。

また、こどもや高齢者にみられることではあるが、「万引きをして家族に連絡が行くと、自分のために仕事等を切り上げて駆けつけてくれるのではないか。」と考え、わざと万引きをするというようなこともある。

障害のある方を、犯罪行為に走らせてしまう 社会の側の課題 その3

- ・刑事施設の方が生きやすい

前述の「寂しさ」の究極のカタチ。一般社会の人は冷たいし、所持金がなければ食事も取れない。住む家も確保出来ない(又はし辛い)。

刑事施設だったら、担当刑務官が自分の話に耳を傾けてくれて、毎日3度の食事と雨風を凌げる寝床が確保されている。「だから、もう1度刑事施設に入りたい。」と、わざと再犯に手を染める方がいる。

障害のある方を、犯罪行為に走らせてしまう 社会の側の課題 その4

・制度や支援者側の課題

障害等で支援が必要な状態であるなら支援者に繋がれば良い。けれど、福祉は基本的に申請主義である上、軽度障害やグレーゾーン、境界知能は気付かれにくいことも多い。

加えて、支援者側の人手不足や「自立支援」重視の法制度にも影響されてか、「内面の不安や寂しさを丁寧にケアする」ことや、「頻回・長期の支援」が行われにくい。自立を支援目標に掲げる支援者が、あえて「(冷たく)突き放す」ということも、今の支援者の「あるある」になってしまっている感がある。支援者やサービス提供側がカスタマーハラスメントに過敏になっている風潮も大きな問題と感じる。

グループ別話し合いについて

- 時間は20分。その後、10分の全体共有。
- 勝手ながら、進行係と記録係、全体共有時の発表係は、事前に決めさせて頂いております。
- 内容は、これまでの障害のある方や要介護高齢者に対する関わりで、講義の中で説明したような【障害特性】のために対応に苦慮した経験。

○こういう対応をしたら、上手くいった(失敗した)

○マズイ対応をしてしまった経験がある

というような経験の共有であれば嬉しいが、もしなければ前半の講義の感想でも、内容等への不満、疑問点でも何でも良いです。

大切なことは、内容の善し悪しではなく、(積極的に)発言すること。

ルール①: 進行、記録係も含めて全員が発言すること(一時的な記録交代や進行係への発言の促し等の『配慮』を大切に)

(どうしても発言が苦手・過度な負担に感じる場合は、聞き役でも良い。)

ルール②: 意見を求められた場合に、「こうすれば良かったのではないか。」というアドバイスは良いが、「そんな方法ではダメ!」、「あなたのやり方はマズイ。」等、発言者を非難・批判することは厳禁! 基本は、自分が発言する時は、自信を持って話し、他者が発言している時は、しっかりと聴く。静かに誠実に『聴く』ことが、発言者を応援することになる。

ルール③: 記録用紙に個人(発言者)名は書かないこと! 当事業所のブログに本事業の記録として、記録内容を含めて、本資料を掲載しようと考えているため。

グループ毎の話し合いの記録 (グループ1)

- ピアサポーター→講習が始まっている
- 障害者施設に働いていたから分かる事があった。障害者はストレスをかかえている。日本は遅れている＝障害者のケアについて。

グループ毎の話し合いの記録 (グループ2)

○・自己せきにんの社会。社会とかくぜつしている。さみしさ。

・病的に犯罪犯す人もいる

・犯罪おかした人からも何か言ってもらえるようにする。

○・とにかくしっかり聞いてあげることが必要。

・犯罪をピックアップするより、理由をきいてあげる→予防に

○子ども食堂

・聞ける余裕のある人がいることが大切。 →なかなか聞けない現実。

・子どもはことばがたりなくて手が出る。学校では先生がレッテル貼りで、聞かない。

・お母さんも一杯一杯で生きずらさ。しんどさ。聞ける場所も必要。

・バリバリ仕事してる男性にも生きずらさ。聞ける人が必要。

○今の社会、かかわりをさける。本人がどうするより周りが、きめることが多い。当事者の気持ちを聴かない。聞かないから、再犯につながる。

○少年かんべつ所で、言葉のキャッチボールできない。ぶきようさ、発達障害、アスペルガー、生きずらさ。アメリカではトレーニングで改善。 ぎゃくたい、親側の原因も、とりあげて。

○発達障害。連携をどうするか。本人が何がしたいか。学校にも課題。子供の気持ちを聴くのも難しい。ゆっくり聞けずに、こうしなさい でおわり。

○今の社会はいきづらい。生きやすくしてあげる。～ありきでなく、何がしたいか聞いてあげる。それを ああしなさい では生きずらくなる。

○ボランティア活動に参加してた子どもが犯罪。

更生保護(犯罪や非行からの立ち直り支援)のための制度や政策～社会を明るくする運動～

○1950年から継続して行われている、「すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動」。

○2026年の統一テーマは、“「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう”

※7月は…

①“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間

②再犯防止啓発月間【再犯の防止等の推進に関する法律】

更生保護(犯罪や非行からの立ち直り支援) のための制度や政策～保護司～

○「社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」ものと定められている【保護司法】

○ボランティアであるものの、身分上は、非常勤の国家公務員。給与は支給されないが、職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

○香川県における保護司数 579人(令和6年1月1日時点)

【高松保護観察所HP】

更生保護(犯罪や非行からの立ち直り支援) のための制度や政策～協力雇用主～

○犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

○香川県内の協力雇用主数 256社(令和6年10月1日時点)

【高松保護観察所HP】

更生保護(犯罪や非行からの立ち直り支援) のための制度や政策～保護観察所～

○法務省の地方支分部局であり、刑務所や少年院から仮釈放された者、保護観察付き執行猶予者、保護観察処分を受けた少年などに対して、保護観察、生活環境調整、更生緊急保護、犯罪予防活動などを行う機関。

○地方裁判所の管轄区域ごとに設置され、香川県内では高松保護観察所が設置されている。

※先に記した保護司や協力雇用主になることを希望する場合等は、まずは保護観察所への相談から始まる。

再犯防止推進計画

○『再犯の防止等の推進に関する法律』によって、国に策定が義務付けられ、都道府県、市町村には策定の努力義務が課せられている計画。

※香川県は、県の再犯防止推進計画を策定している。

※県の計画において、県内の全市町で再犯防止推進計画が策定されていることが明記されている。

但し、県は「再犯防止推進計画」として作成しているが、市町は全て、「地域福祉計画」の中に再犯防止推進計画の内容を記載する形で作成している。

県内の更生保護関係団体

- 讃岐修斉会【更生保護法人・更生保護施設】
- 丸亀少女の家【女子少年院】※第1種, 第2種併設, 特修短期処遇対応
- さぬき再犯防止プロジェクト【再犯防止のために活動する某大学の学生団体】

※更生保護法人…更生保護事業を営むことを目的として設立された法人。

※更生保護施設…刑務所出所者や保護観察対象者等のうち、直ちに自立することが困難な者に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、その円滑な社会復帰を図る施設。

※少年院…少年審判の結果、少年院送致を言い渡された少年を収容するための矯正・更生施設。

※第1種少年院…おおむね12歳以上20歳未満対象

※第2種少年院…犯罪的傾向の進んだ(犯罪を繰り返した)おおむね16歳以上23歳未満対象

※特修短期処遇…おおむね12歳以上16歳未満で開放処遇に適する者が対象。

(収容期間は4か月以内)

「社会福祉士」にとって、最も身近な更生保護施策①～地域生活定着支援センター～

○コーディネート業務…保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設出所後の福祉サービスに係るニーズの確認等を行い、出所後の受入施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。

○被疑者等支援業務…被疑者等を福祉サービスにつなぎ、その後のフォローを行う。

○フォローアップ業務…コーディネート業務によって矯正施設から出所した者や受け入れた施設等に対して必要な助言等を行う。

○相談支援業務…地域で生活する矯正施設退所者等に対して福祉サービスの利用相談に応じる。

※県内には、「香川県地域生活定着支援センター」が、高松市内に設置されている。

「社会福祉士」にとって、最も身近な更生保護施策②～特別調整～

・高齢又は障害により福祉的支援を必要とし、かつ、適当な受入先がない者を福祉サービス等につなぐために行う、収容中の生活環境調整であり、刑事司法と福祉との連携により、受入先の確保や福祉サービス等の利用調整を行うもの。優れた制度であるが、以下の条件を全て満たさなければ利用出来ない。

- ①高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること。
- ②釈放後の住居がないこと。
- ③福祉サービス等を受ける必要があると認められること。
- ④円滑な社会復帰のために対象とすることが相当と認められること。
- ⑤特別調整の利用を本人が希望していること。
- ⑥関係機関に対する個人情報の提供に本人が同意していること。

犯罪被害者支援

○『犯罪被害者等基本法』の基本理念(第3条)【要約】

- ①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ②個々の事情に応じて適切に行われること
- ③途切れることなく行われること

○『犯罪被害者等基本計画』の重点課題

損害回復・経済的支援への取組, 精神的・身体的被害の回復・防止への取組, 刑事手続への関与拡充への取組, 支援等のための体制整備への取組, 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

※『香川県犯罪被害者等支援条例』, 『香川県犯罪被害者等支援に関する指針』

私たちが意識しておきたいこと①

○見る, 聴く, 理解する, 想像する力が弱い方が居ることを知る

見る…音声で伝える 聴く…メモや図示等視覚的に伝える

理解する…確認する(相手の言葉で話してもらう)

想像する…1を聞いて10を知る× 1を聞いたら1で○ せめて2~3で◎

(1を聞いて10を知れること【本人の超得意分野】もあれば、0.5も理解できない【超苦手分野】もある 能力のバラツキが激しい方が居ることを知る)

※「自分の機嫌は自分で取る！」は、当事者にとってはなかなかのハードル。「気分転換に散歩してきたら？」等の具体的な促しも、大切な『優しさ』。

○「効率的な方法」が万人に受け入れられるとは限らない(【効率的な方法】を押しつけない)

講師が知的・発達障害がある方数名と、喫茶に行った際、全員一律900円のランチを注文。会計時に店主が配慮で、人数分の100円玉を並べてくれた。

「1,000円札を置いて、100円玉を持って行ったら、早いでしょ。」

→完全なる善意【責めることは出来ない】だけれど、結果として彼らを混乱させた。

最も非効率的(?)な、「1人ずつ丁寧に対応して必要ならお釣りを渡す」が最も効率的なときもある。

※この方法が『ダメ』ということではない。理解し辛い「方も居る(かも…)」という意識を持つことが大切。

仕事等で「非効率」に見える場面でも、大きな実害がないのであれば、その方の「やり方」を尊重して良いのでは。

私たちが意識しておきたいこと②

○「自分で考えてみなさい。」は危うい

知的・発達障害を有する方は、そうでない方とは異なる『感覚』を持っている場合も多い。また、いろいろ「経験不足」なことも多い。

もし、「こう考えて(行動して)ほしいな。」という願いがあるのなら、はっきりと伝えた方がよい。「考えて！」を求めるのなら、求めた側の想定外の回答だったとしても、それを楽しんでやり取りできる余裕がなければお互いにツライ。例えば、「人の物を壊した」等の場合でも、「持ち主はどんな気持ちになると思う？」より、「私は、とても哀しい。」、「私は、嫌な気持ちになった。」(だからしないで欲しい)の方が伝わる。

○感情的な言葉は、まずもって届かない。努めて、穏やかに、静かに伝える。

◎『気に掛ける』ことの大切さ…再犯をしないために必要な支援

※衣食住の保障, 身体的・心理的な安全, サポーター的な人間関係

参考になる資料～書籍～

- ・『ケーキの切れない非行少年たち』宮口 幸治, 新潮新書
- ・『どうしても頑張れない人たち ケーキの切れない非行少年たち2』
宮口 幸治, 新潮新書
- ・『獄窓記』山本 譲司, ポプラ社
- ・『累犯障害者 獄の中の不条理』山本 譲司, 新潮社
- ・『刑事司法と福祉 第2版』(新・MINERVA社会福祉士養成テキストブック 15)田中一哉・羽間 京子・勝田 聡, ミネルヴァ書房

参考になる資料～Webサイト～

【最終閲覧日は全て2026.7.6】

・『第2期香川県再犯防止推進計画』

https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/60239/saihankeikaku_2.pdf

・『高松保護観察所のホームページ』

https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogok_takamatsu_takamatsu.html

・『刑務所、懲らしめから更生へ…』【読賣新聞オンライン】 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20260620-GYT1T00242/>

・『特集 罪を犯した障害者と向き合う 第1夜 刑務所が変わる』 <https://www.web.nhk/tv/an/hntv/pl/series-tep-J89PNQQ4QW/ep/XZ74143LP1>

・『特集 罪を犯した障害者と向き合う 第2夜 地域での再出発を支える』

https://www.web.nhk/tv/an/hntv/pl/series-tep-J89PNQQ4QW/ep/9YJQXPKXXJ?fbclid=IwY2xjawSHzy9leHRuA2FlbQIxMQBicmlkETFHTkpmbHRmdDZCdWl1UfhDc3J0YwZhcHBfaWQQMjlyMDM5MTc4ODIwMDg5MgABHkrzHvFnrZd4E35BnYXTOiIiQAv6-NfRhM_6aCV_76WH8-3cj54hBmB05V_aem_bkzUksaQ5CCtVjF29Xm4VA#article

・『高齢化進む受刑者のリアル、認知症疑いの人も 脳トレ、筋トレ…試行錯誤の長崎刑務所』

<https://globe.asahi.com/article/14707897>

・『【特集】再犯防止へ 元受刑者との交流を続けてきた大学生 選んだ進路は「保護観察官」 香川』

<https://news.ksb.co.jp/article/15049488>